「国家知識産権局知的財産信用管理規定」の印刷・配布に関する国 家知識産権局の通知

公布日:2022-01-27

局機関の各部門、専利局の各部門、商標局、局の他の直属単位、及び各社会団体:

「知的財産強国建設綱要(2021~2035年)」、「知的財産保護の強化に関する意見」、「信用失墜制約制度の更なる改善と誠実信用建設に係る長期的かつ効果的なメカニズムの構築に関する国務院弁公庁の指導意見」を徹底的に実行し、知的財産分野の信用管理メカニズムを構築して整備し、知的財産の保護を強化し、知的財産の質の高い発展を促進するため、「国家知識産権局による知的財産信用管理規定」を印刷・配布し、これに従い実行されたい。

以上、ここに通知する。

国家知識産権局 2022年1月24日

国家知識産権局による知的財産信用管理規定

第1章 総則

- 第1条 「知的財産強国建設綱要(2021~2035年)」、「知的財産保護の強化に関する意見」、「信用失墜制約制度の更なる改善と誠実信用建設に係る長期的かつ効果的なメカニズムの構築に関する国務院弁公庁の指導意見」を徹底的に実行し、知的財産分野の信用管理メカニズムを構築して整備し、知的財産の保護を強化し、知的財産の質の高い発展を促進するため、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国専利法実施細則」、「中華人民共和国商標法実施条例」、「専利代理条例」、「企業情報公示暫定条例」などの法律、行政法規に基づき、本規定を制定する。
- 第2条 本規定は、国家知識産権局が法定の職責を履行し、公共サービスを提供する過程で、信用承諾、信用評価、信用遵守奨励、信用失墜懲戒、信用回復などの業務を行う際に適用される。
- 第3条 国家知識産権局の知的財産信用管理業務は、法律による行政、協働型ガバナンス、比例原則、権益保護の原則を堅持し、信用管理の長期的で効果的なメカニズム構築の推進に努めている。
- **第4条** 国家知識産権局の知的財産保護司は、国家知識産権局の信用管理業務を協調的に推進することを担当し、主に次のような職責を履行する。
- (1) 知的財産分野における信用システムの構築を協調的に推進し、法律法規に基づいて知的財産分野の信用監督管理を強化すること

- (2) 知的財産分野における信用承諾、信用評価、信用遵守奨励、信用失墜懲戒、信用回復などの業務を協調的に推進すること
- (3) 社会的信用システム構築に関する部門間合同会議の関連業務を担い、知的財産分野における公共信用情報の具体的な項目の作成を組織すること
- (4) 知的財産分野における信用情報共有プラットフォームの構築を推進し、国家知識 産権局の各部門、単位から提出された信用情報を収集し、法律法規に基づいて共有し公示 すること
- 第5条 専利、商標、地理的表示、集積回路配置設計の関連業務を担当し、及び監督管理業務を代理する部門、単位は、次のような職責を履行しなければならない。
 - (1) 法定職責の履行、公共サービス提供の過程で発生し、取得した信用情報の収集。
 - (2) 法律法規に基づく信用失墜行為の認定、信用失墜情報の報告。
 - (3) 法律法規に基づく信用失墜主体への管理措置の実施。
- (4) 職責に基づく信用承諾、信用評価、信用遵守奨励、信用失墜懲戒、信用回復などの業務の展開。

第2章 信用失墜行為の認定、管理及び信用回復

- 第6条 国家知識産権局は、法律法規に基づいて次のような行為を信用失墜行為に分類 する。
 - (1) イノベーションの保護を目的としない異常専利出願行為
 - (2) 悪意のある商標登録出願行為
- (3) 法律、行政法規に違反して専利、商標代理に従事し、国家知識産権局から行政処罰を受ける行為
 - (4) 虚偽の資料を提出し、又は重要な事実を隠蔽して行政確認を申請する行為
 - (5) 適用した信用承諾が承諾不実と認定され、又は承諾を履行しなかった行為
- (6) 下された行政処罰、行政裁決などについて、履行能力があるのに履行を拒否し、 執行を回避する行為
- (7) 知的財産分野における公共信用情報の具体的な項目に記載され、かつ信用失墜と 認定されるべきその他の行為
- 第7条 本規定第六条第一号に規定する異常専利出願行為が存在するが、タイムリーに 是正し、その結果を自主的に解消できる場合、信用失墜行為として認定しなくてもよい。
- 第8条 専利、商標、地理的表示、集積回路配置設計の関連業務を担当し、及び監督管理業務を代理する部門、単位は、下された行政処罰、行政裁決及び行政確認など法的効力を有する文書に基づき、信用失墜行為を認定する。
- (1) 異常専利出願に関する拒絶査定通知書に基づき、異常専利出願に係る信用失墜行為を認定する。
- (2) 悪意ある商標出願に関する審査・審理の決定に基づき、悪意のある商標登録出願に係る信用失墜行為に従事することを認定する。
- (3) 行政処罰の決定に基づき、違法な専利、商標代理に係る信用失墜行為に従事することを認定する。

- (4) 下された行政確認に基づき、地理的表示製品の保護申請、著名商標の認定申請、商標登録出願、専利出願、集積回路配置設計専有権の登記申請の過程における、虚偽の資料を提出し、又は重要な事実を隠蔽して行政確認を申請するという信用失墜行為を認定する。
- (5) 下された行政確認に基づき、専利代理の認可及び専利や商標質権登記、専利費用の減額などの過程における、適用した信用承諾が承諾不実と認定され、又は承諾を履行しなかったという信用失墜行為を認定する。
- (6) 行政裁決、行政処罰の決定に基づき、履行能力があるのに履行を拒否し、執行を 回避するという信用失墜行為を認定する。
 - 第9条 国家知識産権局は、信用失墜主体に対して、次のような管理措置を実施する。
 - (1) 財政性資金プロジェクトの申請について、認可を厳格化すること
- (2) 専利、商標に関する費用の減額、優先審査などの優遇政策や円滑化措置について、 認可を厳格化すること
 - (3) 国家知識産権局の優良評価・表彰への参加資格を取り消すこと
- (4) 国家知的財産模範・優良企業の申込資格、中国専利賞などの賞の申込資格を取り消すこと
- (5) 重要な監督対象に分類され、検査の頻度を引き上げ、法により厳しく監督管理すること
 - (6) 信用承諾制を適用しないこと
- (7) 法律、行政法規及び党中央、国務院の政策文書に基づいて実施すべきその他の管理措置
- 第10条 専利、商標、地理的表示、集積回路配置設計の関連業務を担当し、及び監督管理業務を代理する部門、単位は、信用失墜行為を認定した後、信用失墜情報統計表を記入し、関連する信用失墜行為認定書を添付し、5営業日以内に知的財産保護司に提出する。知的財産保護司は、関連部門、単位から提出された信用失墜行為統計表などの関連材料を受領した後、5営業日以内に局機関の各部門、専利局の各部門、商標局などの部門、単位に通達し、同時に国家知識産権局の政府ウェブサイトに公示する。各部門及び単位は、信用失墜主体に対して管理措置を1年間実施し、信用失墜行為認定書の発行日から起算し、期間満了時に対応する管理措置を解除し、公示を停止する。
- 第11条 国家知識産権局が信用失墜主体に対して管理措置を実施してから1年を経過しておらず、その信用失墜主体が本規定第六条に規定する信用失墜行為を行ったと再び認定された場合、その信用失墜主体の管理及び公示期間は、前回の信用失墜行為の管理及び公示期間の終了日から、最大で3年を超えない範囲で延長する。

同日に国家知識産権局の複数の部門、単位によって信用失墜を行ったと認定された主体 について、管理及び公示期間を、最大で3年を超えない範囲で延長する。

法律、行政法規及び党中央、国務院の政策文書で、管理措置の実施についてより長い期間を定めている場合は、その規定に準ずることとする。

第12条 関連部門、単位の信用失墜行為認定の根拠となった書類が取り消され、違法 又は無効と確認された場合、5営業日以内に関連情報を知的財産保護司に報告しなければ ならない。知的財産保護司は、関連情報を受領した後、5営業日以内に、局機関の各部門、 専利局の各部門、商標局などの部門、単位に通達し、同時に公示を停止し、各部門、単位 は対応する管理措置を解除しなければならない。

既に信用失墜行為の存在が認定された主体は、信用失墜行為認定の根拠となった書類が 取り消され、違法又は無効と確認された後、関連情報の是正をタイムリーに申請すること ができる。

第13条 主体が信用失墜行為を実施したと認定されてから6ヶ月間を満了し、既に信用失墜行為を是正し、関連する義務を履行し、関連結果を自主的に解消し、しかも信用失墜行為の存在が再度認定されていない場合、信用失墜行為認定部門に信用回復申請書及び関連証明書類を提出し、信用回復を申請することができる。

信用失墜行為認定部門は、申請資料を受領した日から 10 営業日以内に審査して事実確認を行い、信用回復を認めるか否かの決定を下し、信用回復を認めると判断した場合、関連決定を知的財産保護司に報告し、信用回復を認めないと判断した場合、信用回復を認めない理由を申請者に通知しなければならない。

知的財産保護司は、信用回復を認める旨の決定を受領した後、5 営業日以内に局機関の各部門、専利局の各部門、商標局などの部門、単位に通達し、同時に公示を停止し、各部門、単位は対応する管理措置を解除しなければならない。

第14条 次のいずれかの状況に該当する場合、信用回復を認めない。

- (1) 前回の信用回復から1年を経過していない場合
- (2) 信用回復の申請過程において、虚偽を弄し、又は故意に事実を隠蔽するなどの行為が存在する場合
 - (3) 信用回復の申請過程において、信用失墜行為の存在が再び認定された場合
- (4) 法律、行政法規及び党中央、国務院の政策文書で、信用回復ができないと明確に 規定されている場合
- 第15条 知的財産保護司は、信用失墜情報を各省、自治区、直轄市の知的財産管理部門に送付し、参考とすることができる。

第3章 重大違法信用失墜主体の認定及び管理

- 第16条 国家知識産権局は、職責に基づき、次のような信用失墜行為を実施した主体を重大違法信用失墜名簿に記載する。
 - (1) 重大な違法専利、商標の代理行為に従事し、かつ重い行政処罰を受けた者
- (2) 行政処罰、行政裁決などの行政決定が下された後、履行能力があるのに履行を拒否し、執行を回避し、国家知識産権局の公信力に重大な影響を与えた者

重大違法信用失墜名簿の記載、告知、聴取、送達、異議処理、信用回復、削除などの手続きは、「市場監督管理における重大違法信用失墜名簿の管理弁法」(国家市場監督管理局令第44号)に従って行われる。

第17条 国家知識産権局の各部門及び単位は、重大違法信用失墜名簿に記載されている主体に対して、管理措置を3年間実施し、重大違法信用失墜名簿から削除された主体については、管理措置をタイムリーに解除する。

- 第18条 知的財産保護司は、関連部門から提出された重大違法信用失墜主体の情報を 受領した後、5 営業日以内に局機関の各部門、専利局の各部門、商標局などの部門、単位 に通達し、国家知識産権局の政府ウェブサイト、国家企業信用情報公示システムで同時公 示する。公示期間は管理期間と一致させなければならない。
- 第19条 国家知識産権局は規定に従って、重大違法信用失墜名簿の情報を他の関連部門と共有し、法律、行政法規及び党中央、国務院の政策文書に基づき、重大違法信用失墜主体に対して共同懲戒を実施する。

第4章 信用遵守の奨励、信用承諾及び信用評価

- 第20条 国家知識産権局の各部門、単位は、3年連続で信用を良く守る主体に対して、 状況に応じて次のような奨励措置を採用することができる。
- (1) 行政認可、プロジェクト認可などの業務において、手続きの簡素化、早期処理などの便利なサービスを提供すること
- (2) 政府特別経費の使用などの業務において、同等条件で優先的選択の対象とすること
- (3) 専利の優先審査などの業務において、同等条件で優先的選択の対象とし、知的財産保護センターに対し、専利の予備審査届出で優先的に認可するように指導すること
 - (4) 日常検査、特別検査の業務において、検査の頻度を適宜削減すること
 - (5) 法定職務の履行、公共サービスの提供の過程で採用可能なその他の奨励措置
- 第21条 国家知識産権局は、専利、商標質権登記、専利費用の減額及び専利代理機構 執業許可の認可などの業務において、信用承諾制の実施を推進し、告知承諾書の書式を作 成し、国家知識産権局の政府ウェブサイトで公開する。
- 第22条 国家知識産権局は、業務の必要性に応じて、関連業界の信用評価制度と規範の形成を促進し、信用評価の展開を推進し、評価指標、評価システム、情報収集の規範などを明確にし、信用主体に対して等級別、分類別の管理を実施する。

関連部門及び単位、金融機関、業界団体、第三者サービス機構などに対し、知的財産分野の信用評価結果を積極的に活用するよう奨励し、市場主体に対し、生産経営、資質証明、プロジェクト申込などの活動において、知的財産分野の信用評価結果を積極的で自主的に適用するよう奨励する。

第5章 監督と責任

- 第23条 国家知識産権局の関連部門及び職員は、信用管理業務において、法により主体の合法的権益を保護し、業務上知り得た国家機密、商業機密又は個人のプライバシーなどを法により守らなければならない。
- 第24条 国家知識産権局の関連部門及び職員が信用管理業務において、職務怠慢、職権乱用、えこひいきなどの行為を行った場合、法に基づいて関連責任を追及されるものとする。

第6章 附則

第25条 本規定の解釈については国家知識産権局が責任を負う。各省、自治区、直轄市の知的財産管理部門は現地の実際の状況に応じて、具体的な規定を制定することができる。

第26条 本規定は公布の日より施行される。「専利分野における重大信用失墜連合懲戒対象名簿の管理弁法(試行)」(国知発保字〔2019〕52号)は同時に廃止される。

出所: 2022 年1月27日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/27/art_527_172965.html?xxgkhide=1

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。